

府中市市民協働推進行動計画中間見直し(案)へのパブリック・コメント手続の実施結果について

1 意見の提出期間

平成29年11月27日(月)から12月26日(火)まで

2 意見の件数等

意見件数	提出者数	意見の提出方法別人数				
		電子メール	ファックス	郵送	意見投函箱	窓口
3件	3人	3人	0人	0人	0人	0人

3 意見の概要及び意見に対する市の考え方

別紙のとおり  
※ 質問や意見の内容については、概要としています。

番号	掲載ページ	項目	意見の概要	市の考え方
1			<p>車返団地地域の都市計画法11条に関わる一団地の住宅施設の廃止に向けての市民協働による勉強会の開催を提案します。</p> <p>1 はじめに 「第二次府中市文化振興計画（その後、「文化芸術推進計画」に名称変更）案」は、「人とコミュニティをはぐくむ文化のまち」を基本理念とする「第6次府中総合計画」を受け、市民協働による「みんなで創る笑顔あふれる住みよいまち」の実現を目指すものです。その冒頭の「答申にあたって」には、「文化・芸術活動は、人々の豊かな感性を育み、他者との共感を通じて相互理解を促進するなど、社会とのつながりやうるおいある市民生活、まちづくり、地域振興に寄与するものです。」とありますし、「第4章 具体的な施策の展開」の基本施策1の「誰もが気軽に身近なところで文化・芸術に触れ、喜びと感動を享受できるまちづくり」の「(4) 施策の方向性」の「①誰もが参加できる活動や体験、鑑賞活動の拡充」という項目においても、「全ての市民が豊かな文化・芸術体験を享受するためには、市民向けの事業を維持・拡大するとともに、多様な方々が気軽に参加できる条件を整えていくことが重要となります。」として、様々な市民が自ら文化活動に参加できる条件の整備をうたっています。</p> <p>この文化振興計画案に見られる「市民協働」の精神を、「市民協働推進行動計画」の中でも、着実に実現して行く必要があります。そのための重要な課題の1つが、府中グリーンプラザの閉館後の事後処理問題です。グリーンプラザの閉館に反対する意見もありますが、現実には、既に、平成30年3月一杯をもって閉館することが決まり、閉館後の建物解体やその跡地での新たな事業を担う事業者が募集されている現時点では、これに応募し、あるいは応募を検討している事業者との関係からしても、もはや後戻りはできません。ただ、グリーンプラザで文化活動をされていた市民団体の多くは、かつて府中市において文化活動が根付いていなかった時期に、市の文化振興政策に協力し、率先して文化活動を担ってくれた方々やその後継者が中心と推察されます。その方々が、グリーンプラザ閉館に伴い、活動拠点を失って「漂流」するようなことがあってはならず、それを防止する適切な対応が必須です。しかも、閉館時期が迫っていることから、急を要します。</p> <p>2 グリーンプラザの従前の利用実態 府中グリーンプラザは、「府中市立府中グリーンプラザ条例」により設置され、公益財団法人府中文化振興財団が指定管理者として管理してきました。このグリーンプラザでは、8室もある大小様々の会議室や2室ある和室を中心に、主として文化活動を行う多くの市民サークル、市民団体が利用してきました。その稼働率は、年間75パーセントとも言われています。特に、7階部分にある「グループ活動室」等については、市のバックアップにより、「市民フロア・セブン協議会」という自主的な団体が利用調整し、この協議会に登録している100前後の市民団体が利用してきました。従前グリーンプラザを利用していた市民団体は、低迷していた府中市の文化活動の活発化と底上げを図る市の施策に協力して、文化活動を自ら担って来られたものです。グリーンプラザの閉館によって、その活動の灯を消してはなりません。そこで、府中市は、従前のグリーンプラザ利用団体は、新たに設置された市民活動センター「ブラッツ」や市内各所に点在する文化センターに場所を変えて活動できるとして、施設の代替を提唱しています。けれども、この「代替」が、単に抽象的な掛け声に終わったのでは、市の行政に対する市民の信頼を損なう結果ともなりかねません。</p> <p>3 市民活動センター「ブラッツ」による代替 まず、市民活動センター「ブラッツ」は、平成28年3月制定の「府中市市民活動センター条例」により設置され、市が直接管理しているようです。グリーンプラザと市民活動センターの利用料金の比較は、一概に言えませんが、概して、市民活動センターの方が、1室の収容人員が大きく、その分、現実の利用時の負担は割高となっており、従前のグリーンプラザ利用者が少人数かつ低料金で利用していたとすれば、市民活動センターの利用に切り替えることに抵抗があるかもしれません。ただ、市民活動センターがグリーンプラザの代替としての役割をある程度果たすことはできるように思われます。</p> <p>4 文化センターによる代替 次に、文化センターは、11のコミュニティ圏域ごとに、公民館、児童館、福祉会館及び図書館として設置され、一部のセンターは、さらに市役所出張所の機能も兼ねており、それぞれ会議室、和室などを備えています。こうした部屋の利用については、「府中市立公民館条例」により規律されていますが、公民館本来の目的に利用する場合（社会教育法22条に該当する社会教育目的の場合）は、無料とされ、それ以外の場合のみ有料とされています。社会教育法22条による場合とは、同法20条の「住民のために、實際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すること」という目的達成のために行う①定期講座、②討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等、③図書、記録、模型、資料等の利用、④体育、レクリエーション等に関する集会、⑤各種の団体、機関等の連絡、⑥住民の集会その他の公共的利用に供することを言いますが、従前、グリーンプラザで活動していた市民団体の活動は、概ね、これに該当すると思われる、手続を踏めば、利用資格はあると言えます。文化センターが11のコミュニティ圏域ごとに設置されているからと言って、当該コミュニティ圏域の住民でなければ利用できないという地域的な制約も、条例・規則上は、ないようです。</p>	<p>いただいたご意見については関連部署との情報共有を図り、市政運営の今後の参考とします。</p> <p>本市の最上位計画である「府中市第6次府中市総合計画」では、市民の皆様との信頼関係のもとに連携・協力し、まちづくりを進めていく「協働」を基軸としており、協働による地域課題解決のための取組の方向性を示すため、平成26年5月に「府中市市民協働の推進に関する基本方針」を策定しました。本計画は、この基本方針に基づき、協働を推進するため、その基盤となる様々な条件や環境を整備するため策定したものです。ご意見のとおり、協働を推進するには、情報共有が必要ですので、推進方策3に記載のとおり、「市民や各活動団体等の公益的な活動や協働に関する情報を収集するとともに分かりやすく発信」するほか、推進方策5に記載のとおり、「公共施設マネジメントの考え方に基づく、既存公共施設の在り方や機能の見直しに当たっては、市民協働機能も含めた市民ニーズを捉えた活用ができるよう、各施設所管課と検討を進め」てまいります。なお、いただいたご意見については関連部署との情報共有を図り、市政運営の今後の参考とします。</p>
2				

府中市市民協働推進行動計画中間見直し(案)へのパブリック・コメント手続の実施結果について

1 意見の提出期間

平成29年11月27日(月)から12月26日(火)まで

2 意見の件数等

意見件数	提出者数	意見の提出方法別人数				
		電子メール	ファックス	郵送	意見投函箱	窓口
3件	3人	3人	0人	0人	0人	0人

3 意見の概要及び意見に対する市の考え方

別紙のとおり  
 ※ 質問や意見の内容については、概要としています。

番号	掲載ページ	項目	意見の概要	市の考え方
			<p>5 文化センター利用上の問題点                      しかし、従前グリーンプラザを利用していた団体が、現実に文化センターを利用することについては、いくつか問題があります。                      第1に、文化センターの立地がコミュニティ圏域ごとであることから、市の中心部にあるグリーンプラザの利用団体の構成員の居住地によっては、アクセスに不便を生ずることがあります。                      第2に、各文化センターの規模は、バラつきがあるものの、「会議室」という名称の部屋に限っても、中央文化センターの6室を筆頭に、複数備えているところもありますし、その他に、文化サークルに利用可能な部屋が、和室を含め、複数あります。                      ただ、文化センターは、それぞれの所在地の地元利用者のものというイメージがあり、従前グリーンプラザを使用していた団体が文化センターに会議室利用等を申し出ることにより心理的抵抗があるとも考えられますし、実際にも、各文化センターは、それぞれ、地元の市民の利用を促進しており、既に、多くの自主的なサークルが形成され、それぞれのサークルが、当該文化センターにおける活動を前提に会員募集をするなどしています。                      このこと自体は、文化センターを運営する市において、公民館の設置目的に沿って適切に運営し、市民も、これを受けて熱心に活動していることと表裏であり、好ましいことなのですが、従前グリーンプラザを使用していた団体が利用する上では、上記の「心理的抵抗」に加え、新たな団体の活動を受け入れるキャパシティという観点から、懸念材料と言えます。                      第3に、現実に利用しようとする場合の手続は、それなりに煩瑣です。                      確かに、市役所と文化センターに「公共施設予約システム」があり、パソコンや携帯電話による予約もできるようになってはいますが、それらの操作は、容易ではありません。                      高齢者の場合、こうした予約システムを使いこなすことは、相当困難と推察されます。                      そうすると、抽象的に、グリーンプラザの代替として文化センターがあると言っても、個々の市民団体にとって、具体的にどこの文化センターが利用に適するのかわからないという情報を得るのは、必ずしも容易ではありません。</p> <p>6 グリーンプラザ廃止後の代替施設への移行                      従前のグリーンプラザ利用者は、府中市における自主的な文化活動の重要な担い手として市民協働に大きく寄与してきたと言えますが、グリーンプラザの閉館後の代替につき、適切なフォローを怠ると、従前グリーンプラザを利用していた団体と、従前から文化センターを利用していた地域の団体との間に、新たな摩擦や軋轢を生んだり、グリーンプラザを利用していた団体が、文化センターを利用する上での様々な障壁を懸念して、文化活動自体を断念してしまうことも考えられます。                      これは、市の文化振興にとって大きな損失であり、市民協働の理念に反する結果ともなりかねません。                      また、高齢の利用者が文化活動を続けられるようにすることは、心身の健康を保つため有益で、ひいては、医療費の削減にもつながり、消極的な意味で、経済的効果もあると言えます。                      したがって、閉館となるグリーンプラザの従前の利用者が、文化活動の機会を奪われ、「漂流」することのないよう、市としては、しっかり対応する必要があると思います。</p> <p>7 具体策の提案(試案)                      そのための具体策については、未だ、これが決め手だという確信に至っているものではありませんが、当面考えられる方策がいくつかあります。                      第一に、最低限、グリーンプラザ利用者を含む一般市民に、上記のような実情を十分PRし、今後の市民活動センター及び文化センターの利用促進を呼びかけることが必要です。                      第二に、他方、受入れ側の各文化センターの従前の利用状況、稼働率等を調査し、グリーンプラザ閉館に伴って新たに利用する方々にどの程度対応できるかを検討する必要があります。                      その上で、第三に、従前のグリーンプラザ利用団体の相談に応じ、どこの文化センターで利用できそうか助言し、できれば、当該文化センターへ事実上引き継いであげるのがベターです。つまり、「コーディネート」することです。                      その方法として、個別に連絡して、相談があれば対応するというだけでもいいですが、効率を考えると、複数の期日を決めて、一斉の「相談会」を開催するのも、市の積極的な姿勢をPRする効果もあり、より適切ではないかと思えます。                      要は、従前、グリーンプラザを利用していた市民団体に無用の不安を生じさせないよう、早急に措置を講ずることが肝要と思えます。</p>	

府中市市民協働推進行動計画中間見直し(案)へのパブリック・コメント手続の実施結果について

1 意見の提出期間

平成29年11月27日(月)から12月26日(火)まで

2 意見の件数等

意見件数	提出者数	意見の提出方法別人数				
		電子メール	ファックス	郵送	意見投函箱	窓口
3件	3人	3人	0人	0人	0人	0人

3 意見の概要及び意見に対する市の考え方

別紙のとおり

※ 質問や意見の内容については、概要としています。

番号	掲載ページ	項目	意見の概要	市の考え方
0			<p>1 P D Cの手順を全く踏んでおらず、計画期間中の分析がなく、新規計画と違いがわからない。 1頁の4、計画期間では平成27年度4月から始まった本計画を、平成29年度に中間見直しを行なうとしており、20頁の「推進方策9 協働事業の評価・検証の仕組みの整備」頁でも、「点検評価を行なう」としていますが、平成27～28年度の状況が全く記されていません。この2年間の状況を全く記載せずに、中間見直しと記されても、全く新しい計画(案)と違いがありません。 平成27年4月から現在までの2年間、どのような変化が「市民協働」で起きているのか、記載せずに中間見直し(案)を提示するとするならば、全く成果が無かったと宣言することに等しいと言わざるをえません。 少なくとも、各課ごとに毎年任命した市民協働推進委員の職員数やその他の実績値など数値化できる部分については、年度ごとに表示すべきです。 できれば、目標もあるはずですから、その数値も明示すべきです。 なにも表示せずに、1頁の「2、目標の到達状況」で、「おおむね計画どおりに進んでいる」と書かれても、何を言おうとしているか、多分だれにもわからないのではないのでしょうか。 2 どこを中間見直ししたか、わかりにくい。 どの部分を中間見直しで変更したものが、平成27年4月版と対比して読まなければ違いがわかりません。 「～制度の検討・整備」とある部分を、「～制度の充実」としたり、「(仮称)」となっていたものの仮称をとったりしてはいますが、ほとんどの項目は変化がなく、提示されている中間見直し(案)は、既存の行動計画と対比して読まないと、違いもわからない状況です。 項目では、「推進施策4、(1)中間支援組織の支援」が当初計画には存在していたものが、無くなっていますが、その理由も記載されていません。 3 中間見直しで何が当初と変わったか明確ではない。 今年だけでみれば、グリーンプラザにあったN P Oボランティア活動センターを3月に閉鎖し、市民活動センターを7月にオープンしたことは、予定通りではありますが大きな変化の一つです。 その変化に応じた変更を、中間見直しで実施することではないかもしれませんが、あまり意識されているように見えません。 所管の市民協働推進部協働推進課の府中市H P市民活動の主な業務内容の記載に「NP0・ボランティア活動センターの運営管理を行っています。」 更新日：2017年4月1日と、3月31日に閉鎖された組織が2017年12月26日まだ記載されています。 計画の中間見直しの前にやるべきことは多いのではないのでしょうか。</p>	<p>本計画の見直しに当たっては、市長の附属機関である市民協働推進会議において、計画の進捗状況を踏まえ、計画の見直しを実施しており、検討の経緯や資料についても、市ホームページや市政情報公開室等で公開しているところですが、 また、平成25年度より、市民協働の推進に向けた取組として、市ホームページにおいて、取組成果を公開していることから、本計画の資料としての掲載はしていません。 しかしながら、ご意見のとおり、市ホームページの活用による情報提供については、再度市ホームページの掲載内容を確認し、適時かつ分かりやすく発信するとともに、職員の意識改革にも努めてまいります。 なお、中間支援組織の支援については、市民活動センターの開館に伴い、中間支援機能を有する組織が指定管理者となり事業が完了したことから、施策を削除したものです。</p>